

令和 8 年 3 月 3 1 日  
厚 生 労 働 省

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務」に係る契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務」については、下記のとおり契約を締結します。

記

1 契約の相手方の名称、住所、代表者の氏名  
弁護士法人ブレインハート法律事務所  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
代表社員 菅野 晴隆

2 契約金額  
585,000,000円（税込）

3 事業の詳細な内容及び事業実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 事業の詳細な内容

本事業の業務内容は次の①～③及び「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務民間競争入札実施要項」の別紙1「労災補償業務に関する各種債権の納入督促及び債権回収等業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりである。

① 納入督促業務

郵送による督促状の送付や電話督促などにより債務者等に対して納入督促を行うほか、債務者の所在が不明の場合には現地調査による所在確認を行う。

② 債権回収業務

弁護士による債務者等との折衝等を実施する。なお、本業務に訴訟提起は含まれていない。

③ 第三者行為災害事務に係る法務相談業務

民事損害賠償実務を踏まえた弁護士による法的見解等を踏まえた法務相談を実施する。

(2) 業務実施に当たり確保されるべき質

業務	目標値	算出方法
納入督促業務	債務者等との接触率：40%	債務者等に接触した債権数（債務承認書を受領した債権を含む）÷委託債権数の合計×100
債権回収業務	債権回収率（件数、金額）：10%	年度内に一部又は全部が納付された債権数（額）÷委託債権数（額）の合計×100

※ 委託債権数（額）とは、仕様書別紙1-1「ブロック区分別年間委託上限件数」の範囲内において実際に委託した債権数（額）の総数をいう。

4 事業実施期間

令和8年4月1日～令和11年3月30日（3年間）

5 受託者が厚生労働省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本事業の適正かつ確実な実施のために受託者が講ずべき事項

(1) 報告等について

受託者は、厚生労働省に対し仕様書の3（8）及び4（7）に記載する報告を行う。

(2) 厚生労働省による調査への協力

厚生労働省は、受託者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託者に対し、必要な報告を求め、又は受託者の事務所（又は事業実施場所）に立ち入り、運営業務の実施状況若しくは帳簿書類等その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査を行う厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 法に基づく指示

厚生労働省は、受託者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき受託者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 個人情報の取扱い等

(ア) 受託者は、委託者から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切

な管理を行わなければならない。

また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために使用してはならない。

- (イ) 受託者は、本業務の実施期間中に作成した個人情報の複写複製物等について、委託期間終了後に速やかに当該個人情報の復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄等を行わなければならない。

## ② 秘密の保持

受託者は、本事業に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業の実施上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

## (5) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

### ① 事業の開始及び中止

(ア) 受託者は、締結された本契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

(イ) 受託者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ厚生労働省の承認を受けなければならない。

### ② 事業の実施体制及び引継ぎ

#### (ア) 事業の実施体制

受託者は、本事業を適切に実施するため、事業開始に当たり必要な実施体制を確保すること。

#### (イ) 本事業を行っている者からの引継ぎ

厚生労働省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、本事業を行っている者及び受託者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。受託者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、本事業を行っている者から、事業実施に必要な知見等の移転が終了するまで、業務の引継ぎを受けるものとする。その際の事務引継ぎに通常必要となる経費は、受託者が負担することとする。

なお、契約期間開始前に事業を行っていた者が引き続きその事業を行うこととなる場合には、この限りでない。

#### (ウ) 本業務終了の際の引継ぎ

厚生労働省は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受託者及び本事業を引き継ぐ者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い本事業の実施者が変更となる場合には、受託者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、本事業を引き継ぐ者に対し、事業実施に必要な知見等の移転が終了するまで、引継ぎを行うものとする。その際の事務引継ぎに必要な経費は、受託者に発生した費用は、受託者が負担することとし、それ以外の費用は本事業を引き継ぐ者の負担となる。

なお、契約期間終了後に引き続きその者が事業を行うこととなる場合には、この限りでない。

③ 金品等の授受の禁止

受託者は、本事業において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

受託者及び本事業に従事する者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑤ 法令の遵守

受託者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥ 安全衛生

受託者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

受託者は、実施年度毎に本事業に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

受託者は、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

(ア)本事業の結果に関する著作権等の権利は、委託者に帰属するものとする。

(イ)本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(ウ)受託者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

⑩ 契約によらない自らの事業の禁止

受託者は、本事業における訪問先等において、厚生労働省の許可を得ることなく自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑪ 取得した個人情報の利用の禁止

受託者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（委託事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑫ 再委託の取扱い

(ア) 受託者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。また、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

(イ) 受託者は、事業の一部を再委託する場合は、事前に再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の事業履行能力並びに報告徴収その他の業務管理方法）について申請し、厚生労働省の承認を受けなければならない。再委託先又は再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。

(ウ) 受託者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の事業履行能力並びに報告徴収その他の業務管理方法）について記載しなければならない。

(エ) 受託者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で、厚生労働省の承認を受けなければならない。

(オ) 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。

(カ) 受託者は、上記（イ）及び（エ）により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(キ) 再委託先は、上記の「（4）秘密を適正に取り扱うために必要な措置」、及び「（5）契約に基づき受託者が講ずべき措置」の②から⑪までに掲げる事項については、受託者と同様の義務を負うものとする。

(ク) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

⑬ 契約内容の変更

受託者及び厚生労働省は、本事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

⑭ 契約解除

厚生労働省は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正行為により落札者となったとき。
  - (イ) 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用する第10条(第11号を除く。)の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
  - (ウ) 法第20条第1項の規定による契約に従って本事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
  - (エ) (ウ)に掲げる場合のほか、法第20条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
  - (オ) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
  - (カ) 法令又は契約に基づく指示に違反したとき。
  - (キ) 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
  - (ク) 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。
  - (ケ) 暴力団員を事業を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
  - (コ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難させるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- ⑮ 契約解除時の取扱い
- (ア) 上記⑭の各号に該当し、契約を解除した場合には、厚生労働省は受託者に対し、当該解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払うものとする。ただし、契約の解除について受託者に故意又は重大な過失が認められたときは、厚生労働省は、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既支払分がある場合には、その返還を求めることができるものとする。
  - (イ) 厚生労働省が契約を解除した場合、受託者は、違約金として契約金額の110分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を厚生労働省の指定する期間内に納付しなければならない。この場合の違約金の請求は、損害賠償の請求を妨げるものではない。なお、厚生労働省から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。
  - (ウ) 厚生労働省は、受託者が上記(イ)の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の3の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ)厚生労働省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑯ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と厚生労働省が協議するものとする。

6 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項

(1) 本事業を実施するに当たり、受託者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

① 厚生労働省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

② 受託者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

7 本事業の実施体制及び実施方法の概要

受託者は、業務統括管理者 1 名、管理責任者 4 名を配置し、都道府県労働局との緊密な連携を図りながら、納入督促業務、債権回収業務及び第三者行為災害事務に係る法務相談業務を実施する。

上記の業務のうち、納入督促業務については、①督促状等の作成・発送、②電話督促、③住民票の写し等の取得、④行方不明債務者の現地調査、の順に実施する。